

# 予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<くらし創造部、景観・環境局、警察本部>

開催日時 令和元年9月30日(月) 10:02~11:48

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

荻田 義雄 委員長  
大国 正博 副委員長  
浦西 敦史 委員  
池田 慎久 委員  
佐藤 光紀 委員  
田中 惟允 委員  
奥山 博康 委員  
尾崎 充典 委員  
今井 光子 委員  
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事  
末光 総務部長  
榊田 くらし創造部長兼景観・環境局長  
遠藤 警察本部長  
雨宮 警務部長  
森本 生活安全部長  
宮本 刑事部長  
桑原 交通部長  
片桐 警備部長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事 9月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○荻田委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日、田中委員は遅れるとの連絡を受けていますのでご了承願います。

それでは、日程に従い、くらし創造部、景観・環境局、警察本部の審査を行います。

これより、質疑に入ります。その他の事項も含めて、質疑等があればご発言願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して、明確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

また、マイクをできるだけ近づけて答弁いただきますようお願いいたします。

それではご発言を願います。

**○佐藤委員** まず、警察本部からお聞かせいただきたいと思います。

今補正予算においては、交番と駐在所の耐震診断によりやく入るということですがけれども、警察署本体の耐震化及び大規模改修工事が必要になってくる中で、奈良県の警察署の中で最も古いと言われている私の選出地でもある新生駒警察署について、進捗状況を教えてくださいませんか。

**○両宮警務部長** 新生駒警察署の整備の進捗状況についてですけれども、生駒警察署は耐震性の問題に加えて、庁舎の老朽化、敷地と建物の狭隘化の問題を解決するため整備事業を進めているところであり、今年度は、移転して新たな庁舎を建設する用地を確保すべく、佐藤委員お述べのとおり、当初予算に予定地の測量費用と用地買収のための土地鑑定費用が認められているところです。

そのうち、土地測量事業については、7月下旬に各地権者立ち会いのもとで境界確認作業を行い、現在、境界確定手続を進めているところです。また、土地の鑑定についても並行して行い、土地測量と鑑定結果に基づき、各地権者に売買交渉を進めているところです。

今後、各地権者と売買契約の同意が得られれば、土地開発公社により先行取得する予定をしております。なお、用地取得後は各種設計、文化財発掘調査や庁舎建築等、必要な作業を順次行うこととなりますけれども、管内住民の安全・安心確保のためにできる限り早急に建てかえが実現するように全力で取り組む所存です。

**○佐藤委員** 順調に進んでいるということですがけれども、その間も気にとめておいていただきたいのが、今の生駒警察署をオペレーションとして使っている以上、駐車場の路面が悪い、ライン等を越えたところが非常に見えづらいといったことへの対応ができればおくれるほど不便さを強いていることを理解していただき、できるだけ前倒しで進めていただきたい。この手のことはいつも計画どおりに進まず、前倒しにして初めて計画ラインに乗ってくるぐらいになりますので、ぜひご注力いただきたい。

それから、見せられるものでしたら、機密性、秘匿性があまり求められない1階のロビー部分の設計を見せていただきたいと思います。今の生駒警察署の何がいけないかと言えば、風除室がない、待合室がない、しかも待合の席を通路に無理やりつくったため、トイレの前にあることなどです。待っている間に、ここは臭いなどという話が出たりもしています。全警察署に言えるのですけれども設計思想が古いです。生駒警察署をつくったときは、最新の形だったとは思うのですけれども、建てかえ移転の話が出たときに、本当にいろいろな問題が出ています。そのことも踏まえて設計を進めていただければと思います。

また、お答えいただきたいのが、移転した後の跡地利用については、所管している部署から考えるということですが、意見をいただけますか。

○**両宮警務部長** 生駒警察署の敷地移転後の跡地利用についてですけれども、警察での利用は今のところ考えていません。今後は未利用財産として知事部局に引き継ぎ、県全体で検討していくことになると思います。

○**佐藤委員** それでは、跡地利用については知事部局に確認します。この場所は生駒市東松ヶ丘で、私も住んでおり、本当に住宅地の真ん中が空き家になるということで、自治会からもどのように跡地利用をするのかという話が相次いでいますので、後ほど確認したいと思います。警察本部への質問は以上です。

次に、昨今いろいろ問題になっている、ひきこもりについてお聞かせいただきたいと思っています。

今、奈良県のひきこもり対策はどのような状況になっているのか、お聞かせいただけますか。

○**東川青少年・社会活動推進課長** 県内のひきこもりの人数については、5歳から39歳までの若者の層ですが、内閣府が平成28年9月に実施した調査結果をもとに奈良県に置きかえると、約5,000人超と推計しております。また、40歳から64歳までの中高年の層については、内閣府が平成31年3月に公表した調査結果をもとに同様に推計しますと、約6,000人超となります。したがって、県内のひきこもりの方は1万人以上と推計しております。

○**佐藤委員** 今月も政府で打ち合わせがあったと思いますが、答弁のとおり、現時点で1万人以上と思われるという、人口をもとにした人口割で推計していると思います。つまり、実態が把握し切れていないことが最大の問題点であり、この問題の複雑さを物語っていると思います。この問題に対して、2009年には都道府県と政令市に、ひきこもり地域支

援センター等を開設して対処していると思いますが、具体的にどのような形で対策等をとっているのか、また相談件数もお聞かせいただけますか。

**○東川青少年・社会活動推進課長** 平成27年にひきこもり相談窓口を、県庁1階の青少年・社会活動推進課内に開設し、現在、専門の相談員、臨床心理士の4名体制で相談に当たっております。また、中南部については週1回程度、集中相談を実施しております。

相談窓口の実績ですが、平成30年度の実績は、電話相談が802件、来所相談が1,412件です。このうち、中南部への出張相談は142件でした。また、新規に相談に来られた方は201人で、その内訳は、母親が100人で50%、父親が20人で10%、本人が30人で15%の割合です。本人の年齢構成は、10歳代が36人、20歳代が50人、30歳代が48人、40歳代以上が51人という割合です。また、初めて来られたときのひきこもりの年数ですが、1年未満が36人、1年から3年が38人、3年以上が85人という割合です。

**○佐藤委員** 答弁の数字は本当に氷山の一角だと思います。電話相談、来所相談件数を合わせると約2,000件あるということですがけれども、その7割から8割が家族からの相談ということで、引きこもっている当事者と直接話をして意識を変えてもらうなどのアプローチはなかなか難しく、来所できる、話ができる方は大分軽度で、改善の見込みがあると思います。しかし、母親、父親が亡くなって、初めてそこで実は息子さんがひきこもりになっていたことが知られる、母親、父親が介護ヘルパーを家に入れるようになって初めて知られるという、深いところにいる方もいると思います。

今も単に人口割で1万1,000人と言われてはいますがけれども、都市と山間部の田舎では比率が変わってくると思いますし、10歳代から50歳代など、それぞれが持つ理由も違ってくると思います。現在の体制、予算は非常に規模が小さいと思っているのですがけれども、予算、人数配分、兼務の状況などによって、負荷がかかっているか、確認させていただきます。

**○東川青少年・社会活動推進課長** 現状の体制で負荷がないかというお尋ねですが、ひきこもり相談窓口については、当初、2名の相談員配置からスタートして、平成28年度に1名増員して3名体制に、そして平成30年度からはもう1名増員して4名体制になり、相談件数の増加にあわせて相談員の人数をふやしています。

**○佐藤委員** 立場上、予算が足りない、人数が足りないとは言いづらいと思います。2009年から各都道府県が、ひきこもり地域支援センターの設置を始めて約10年たってい

ます。10年たって、実態が把握できていないのに、問題が解決できるはずがないのです。問題を解決するには実態を把握する必要があり、これまでのベクトルにない取り組みが必要になってくると思います。また、貝と一緒にさわればさわるほど奥に引っ込んでいくという特性を持っていますので、なかなか当事者と話をする機会がないのが実情だと思いますが、実際に当事者の方と話をして、私の概念がぶち壊されました。正直な話、居場所という言葉は言わない、支援者という言葉は使わないということでしたが、初め私はこの意味がわかりませんでした。恐らく彼らが抱えている問題は、一般生活をしている我々とは少し基準が違うのです。それぞれ10歳代から50歳代まで幅広い問題があり、しかも家族で対応し切れないところまで落ち込んでいるという非常に難しい問題です。しかもひきこもりが長くなれば長くなるほど社会復帰が難しくなってきます。これは蛇口の根元である若年層でひきこもりの数を極力減らし、中高年に至ってはあまりにも複雑過ぎるので、担当部署で対応するよりも、NPO法人に依頼するなどして実態把握に努めることが必要だと思いますが、今後どのように考えているのか、担当部署としての所見をお聞かせいただけますか。

○榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 佐藤委員ご指摘のとおり、ひきこもりは何らかの画一的な方法で、あるいは仕組みとして直ちに解決できる行政課題ではないと思っております。

1万人と推計されている中で、まず最初の段階として相談窓口は必要になると思います。相談窓口の体制をいかに充実しても、佐藤委員お述べのとおり、対象となる方々である本人や家族が、相談に来られるかどうかは疑問だと思っています。ただ、やるだけのことはやりたいということで、センターの機能を県庁で持っています。次に、窓口をふやすことも大事ですので、例えば一番身近なところで、市町村に臨床心理士を1年間は県の負担で派遣するなど、相談窓口設置を働きかけており、これまで天理市、生駒市、香芝市、葛城市が窓口を設置しました。これは、いいことだと思っております。

それから、相談から次のステップ、つまり、就労、就学、社会参加へつないでいくことですけれども、当然ですが、ひきこもりというひとづくりにはできず、医療の問題、就学・就労の問題といった、いろいろな分野の専門的な支援が必要で、どこかのセンターが1人でできるかといってもできないということです。民間の話もありましたけれども、意欲の高いNPO法人、社団法人に、例えば家庭訪問、本人の会、家族の会については、県から委託し、県の責任において民間の人に頑張ってもらっています。

それから、県がやること、市町村がやること、民間でやってもらうことをつないでいくことによって、相談から就労、就学、社会参加へつないでいくことが何とかできないか、全ての人をカバーできなくても、本人、家族に対して少しでも役に立てないか。私は完璧というのではないと思っています。どうしたら役に立つことができるのか、今年度から改めて県と市町村の担当課長で集まって会議をしようと思っています。その中で、例えば市町村には民生委員、児童委員がおられますが、そういった方々に、ひきこもりという問題に対して目を向けてもらう、情報を共有していくことなどができないか。

私もこの非常に難しい責務につかせていただき、初めてひきこもりというものが難しいことを実感しておりますけれども、相談員や支援員のスキルを伸ばし、人材もつくっていかなくてはいけないということで、県でやる、市町村でやる、民間がよいということではないと私はと思っています。多重なチャンネル、多重な行動で少しでも役に立つ方法で進めていきたいというのが私の考えです。

**○佐藤委員** まさしくそのとおりだと思います。絡め方をこれから議論していかないといけません。結論は今出ていないですし、これをやれば大丈夫ということはまずないと思いますので、まずは実態把握、それから絡め方といったことを、梶田くらし創造部長が認識をしていただいていることは非常にありがたいと思います。また、県のトップである知事の所見も後ほど総括審査でお聞きしたいと思います。

**○川口（正）委員** 週明け早々の予算審査特別委員会です。きょうのセクションとは直接関係ない内容ですけれども、皆さん、土曜日の新聞をごらんになったと思いますが、保健、医療等のセクションの所管の病院の統廃合の問題が新聞に出ているわけです。これはびっくりします。県政は議会とのかかわり合いを密にしないといけない、これは常識の話です。伝え合い、知らせ合い、共通認識を深め合いながら県民の不安を一掃させる、県民の気持ちを安心させるという方向に向かってお互い努力をしないといけない。しかも、金曜日の予算審査特別委員会はまだ時間が余るぐらいで、あの日は比較的早く終わっているわけです。時間があつたのに、新聞が報道する前に、なぜ予算審査特別委員会に報告をしないのですか。そのような心が県政に通っていないということ、まず私は指摘しておきたい。この内容は、午後の総括審査で知事に言うべきだろうと思いますけれども、気持ちが高ぶっていますから、あえて申し上げておきたいと思うので、村井副知事、昼からにつないでおいてもらいたい。予算審査特別委員会のスケジュールの関係もあるので、せめて担当の委員会である厚生委員会をこの定例会中に開いて、これらの内容の共通認識を深める努力

ぐらいはスケジュールとして持ったほうがいいのではないかと提案しておきたいと思えます。少しふんまんやる方ない。だから、きょうは皆さんに気分を悪くさせるような、感情を込めての発言になろうかとは思いますが、原因はここにあるということを理解しておいてもらいたいと思うわけです。

それから、いろいろご苦労いただいておりますけれども、そのご苦労がいろいろな形で波紋を呼んでいるわけです。再犯を防ぐということで刑期を終えた人たちの更生の対策として、奈良県更生支援のあり方検討会が、今年の12月27日に1回目、ことしの3月5日に2回目、7月26日に3回目が開催され、警察を中心としてご苦労いただいております。公開されているのだらうと思えますけれども、私の手元に資料が届いています。いろいろご苦労いただいて、大変だと思うのです。実りある方向を願いたいわけですが、知事の発言が私には意味不明なことであり、知事に確かめておいてもらいたいわけですが、そうでないと、お互い目に触れたら、これは何だということ、ある意味で物議を醸すと思いますので問題提起をします。きょうはこの資料は部長も見えていないのだらうから、やりとりをしても話がかみ合わないと思えますが、この問題を申し上げます。

刑期を終えた人たちに対する対策も大事ですけれども、私がきょう申し上げたいのは、犯罪被害者についてです。警察OBのメンバーがご苦労いただいている犯罪被害者対策のための協議会があるはずですが、私の耳に入っているわけですが、いろいろな催しに対して私もカンパ協力を少額ですけれども、何回もしてきました。去年からか、ことしからかはわかりませんが、私も問題を取り上げるのが遅かったと思えますが、既存の犯罪被害者の対策のための協議会があるにもかかわらず、県が十分な連携をとらずに新しく救援対策を組み立てられたように私は受け取りました。

だから、従前の警察OBを中心とした協議会と、新しく展開した犯罪被害者対策との連携がうまくいっているのかどうか、伺っておきたいわけですが。警察もこれをどのように受けとめられているのか、私の聞き違いであれば幸いだと思えますけれども、矛盾があるようです。何はともあれ、被害者に対する対策はもっと心を込めてもらいたい。つまり、刑期を終えた犯罪者対策もさることながら、犯罪被害者の救援対策にもっと心を込めてもらいたいということをおきたいと思うわけです。

まだ数点意見があります。

前々から警察にもご苦労いただいておりますけれども、駐車違反の問題です。法の裏をかこうとする人たちは本当に賢い、ずる賢い、悪賢いです。最初、車を購入したときに車庫

証明を取りますが、そのときだけで終わっているのではないかと思います。いつも路上駐車をしていて、車庫と思わしきところには物が入っている。しかも1台だけではなく2台、家の前に路上駐車しているということです。

だから、最初、車を購入したときに、1カ月か2カ月どこかの駐車場を借りて車庫証明を取っただけで、あとはずっと路上駐車しているのではないか。もしかすると2台目も自宅の車庫で車庫証明を取っているのではないか、私の勘ぐりかもしれませんが、このことについて調べてもらいたい。場所は私の地元の地域です。近ごろは駐在所勤めを嫌がる人が多いようですが、私どもの地元の駐在所の警察官はかなり真面目で熱心です。そのようなことを言ったら警察の職員に叱られるかもしれませんが、駐在所を希望する警察官は大体真面目です。皆さん真面目ですけれども、その中でもさらに真面目だと私は思っています。かなり苦勞をされています。川口議員は私に怒るけれども、彼らも一生懸命やっていますとはね返されるほどの真面目な人です。しかし、駐車違反をする人は悪賢く、ずるいのです。そのずるさに負けない取り締まりをしていただくことを問題提起しておきたいと思います。

それから、きょう一番の関心事は、私が6月議会の本会議で質問したことです。私が具体論を示しているのに、遠藤警察本部長は一般論として答弁された。私はこのことに納得がいかないわけです。世の中にはさまざまな課題があります。重い課題もあれば、比較的軽微な課題もありますけれども、課題の共通認識をきちんと、その対応については爽やかな形で進めるという体制が大事ではないかと思います。悪いことをした人間の行為を棚に上げて、問題を提起する者と、問題を阻止しなければならない立場にある者と、お互い迷惑を受けた者同士が激しい議論をしないといけないことは、非常に残念な姿だと思います。行政の立場の皆さんも、私ども県民の立場にある者も、双方ともに同じように迷惑を受けたわけだから、迷惑を受けている者同士がいさかいを起こすことはやめたいと思うのです。寛容というのは大事です。問題、課題をきちんと抑えた上で、私たちが間違っていたのだと、かかわりを保てるというのは寛容の姿です。どのように逃げようか、意図を明らかにしないで意図に対するだんまりを決めこみ、そして、ずうずうしくのさばる。私の親や、私の周辺の人、私が子どものころ、若いころによく言いました。悪がはびればこの世は暗闇ですと、悪をはびこらさないためお互い苦勞しないといけないのです。露骨な言い方をしたら遠藤警察本部長は気分を悪くするかもしれませんが、一般論でお答えになるということは、ある意味で悪に配慮をしているのではないか。遠藤警察本部長



にそんな気があるとは言いたくないが、結局、客観的にはそのようになるのではないか。だから私は選挙違反の問題で、今さら犯人を追跡するように言っているのではないです。これは間違いだと、今後あってはならないと、選挙違反であるということです。予想外や想定外などと言えない世の中にどんどんなっていくわけですから、犯罪は起こってからわかるけれども、犯罪予防をしようにも犯罪が見えないです。犯罪は結果で、起こるまでわからなくても、いろいろな経験から、それらの違反や犯罪に対して対応を想定することができます。経験によってとっさに対応できるのです。

このたびの選挙違反の問題で、遠藤警察本部長は、一般論で答弁されましたが、恐れることはないのではないですか。違反をしたことを知りながら何もおっしゃらないから、俺は有名人だからだ、俺には太刀打ちできない、手もつけようないと威張るようになるわけです。有名な人を悪人だといっても、その有名な人が利用されているのを知りつつやったかはわかりません。選挙違反のないよう問題提起しました。告示前に有名人の信書を公開したことについて、それが政治活動が当たるか、選挙違反かどうかわかりませんというのではなく、選挙前にそのような行為をしたらだめだとなぜはっきり言えないのか尋ねているわけです。

私は遠藤警察本部長とけんけんがくがくの話をしたくないのです。せめてこれが清らかな世の中をつくろうという常識なのだと、その常識のスタンスを明確にしてもらいたいというのが私の願いなのです。追跡をしてくださいと言っているのではない。今後こういうことはだめであるとはっきりさせるためにしてくださいと言っているわけです。

○榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 犯罪被害者支援のあり方についてのお尋ねです。

犯罪被害者支援を行っている団体として、公益社団法人なら犯罪被害者支援センターがあります。それは民間団体ですが、相談業務、病院・裁判所への付き添いなど、総合的な犯罪被害者の支援を行っています。

くらし創造部とのかかわりは、支援センターの事業をしていただくに当たって、例えば臨床心理士を週1回のペースで派遣をする、人材を養成するために一定の補助をするといった関係で、これまで連携して活動を行ってきました。

そのような中で、昨年、奈良県女性センターの中に、こども・女性局所管の奈良県性暴力被害者サポートセンター、NARAハートが開設されました。先ほど申し上げたなら犯罪被害者支援センターが犯罪被害者の支援を行っていますが、正確な数字は申し上げられませんけれども、大方半分ほどは性犯罪被害者の支援をしているという実態があります。

そのような中で、奈良県性暴力被害者サポートセンターを、こども・女性局が設立しましたが、設立の前後に、県とセンターでいろいろと話し合いをしましたが、こども・女性局によると、女性センターは女性が集う場所であり、社会参加、就労等に係る女性の支援を行っているのですけれど、性暴力被害に残念ながら遭われた方がおられた場合に、その方々が相談をする窓口を設けることは施設の有効な使い方になるということで、女性センターで奈良県性暴力被害者サポートセンター、NARAハートを始めたと聞いています。

いずれにしても、こども・女性局所管のNARAハートと、公益社団法人なら犯罪被害者支援センターが定期的に話し合いをしながら、お互いが犯罪被害者の支援にどのようにして役に立っていくのか、協議を続けていると聞いており、くらし創造部としても、双方としっかり連携して取り組んでいきたいと思っております。

**○両宮警務部長** 犯罪被害の関係ですけれども、本県では公益社団法人なら犯罪被害者支援センターが奈良県公安委員会の指定を受けて活動しているところです。県警察においても、犯罪被害者等からの多岐にわたるニーズに応え、総合的な支援を行うため、奈良県警察本部県民サービス課犯罪被害者支援室を事務局として、奈良地方検察庁、奈良弁護士会、日本司法支援センター、奈良県産婦人科医会、奈良県臨床心理士会、県の各関係部局、なら犯罪被害者支援センターなど、33の機関・団体を加盟組織とする、なら被害者支援ネットワークを結成しており、犯罪被害者支援のために相互の連携を図っているところです。

今後関係機関と緊密に連携を図りながら、犯罪被害者支援をしていきたいと考えております。

**○桑原交通部長** 車両の駐車違反の問題についてです。

車が車庫証明を受けた場所以外に駐車していることについてですが、まず自動車の保管場所の確保等に関する法律に、自動車の保有者は、道路以外の場所に、政令で定める要件を満たす保管場所を確保しなければならないと規定されております。また、同法では、保管場所としての道路使用の禁止ということで、何人も道路を自動車の保管場所として使用してはならないと規定されております。これに基づいて取り締まりをしていくことになるのですけれども、この法律では、長時間駐車禁止ということで、何人も、自動車を道路上の同一の場所に引き続き12時間以上、夜間にあつては8時間以上、駐車させてはならないと規定されております。

そのような実態を踏まえて、事実に対応していきたいと思っております。

また、それぞれ運転者のモラルという問題もありますので、啓発活動についても取り組

んでいきたいと考えているところです。

**○遠藤警察本部長** 選挙違反の取り締まりについてのご質問です。

まず、悪がはびこる社会はよくないというのは川口委員と同じ考えです。そこははっきりしておきたいと思っています。

選挙違反取り締まりを通じた選挙の公正確保の寄与は警察の責務であり、常に、党派や候補者等に関係なく、不偏不党かつ厳正公平な立場を堅持して対処しているところです。

具体的には、選挙の公正を著しく害する悪質な違反には、法と証拠に基づいて検挙活動を行っており、また、軽微な違反に対しては、これも法と証拠に基づいて警告により違法状態の早期是正と続発防止を図っているところです。

個別の案件に対して答弁できなかったことについては、前回の答弁のとおり、法と証拠に基づいた捜査を推進した結果、初めて犯罪の存否が明らかになるものです。警察がある特定の個人、団体を対象として捜査する、あるいは捜査していることが明らかになれば、そのことだけで当該個人、団体の名誉、プライバシーが大きく侵害されることもあります。また、捜査というものは、その性質上、原則的に秘密裏に行う必要性も高いものであり、悪をはびこらせるために言っているわけではありません。このようなことから、個別の事案について捜査しているか否かについては、これまでも答弁を控えさせていただいたところであり、今回も控えさせていただきたいと考えております。

一般論としてもう一度申し上げますけれども、警察としては県民等から選挙違反にかかわる文書図画の頒布等の情報が寄せられた場合、事実関係を確認した上で、法と証拠に基づいて適切に対処しているところです。

いずれにしても、警察は今後、選挙の公正を確保するために、不偏不党、厳正公平な立場に立って違反取り締まりに当たり、法と証拠に基づいて適切に対処していきます。

**○村井副知事** 川口委員ご指摘の公立・公的病院に関する機能の再検証という国の発表ですけれども、まずは県議会と理事者の間で課題の共有が不十分であったことについて、おわびを申し上げたいと思います。

私もこの内容については多少唐突感を持って聞いておりましたけれども、全国の424病院についての再意見書、そして本県でも5病院ということでした。9月27日金曜日午後の福祉医療部の審査の中で、今井委員からの質問に、担当課長から多少答弁を行ったとは聞いております。しかしながら、事前にきちんとお話をしていなかったことについては、反省しております。この件については川口委員がおっしゃったように荻田委員長と協議の

上、今後の対応を考えさせていただきたいと思います。

この件にかかわらず、県政の課題の共有については、心してまいりたいと考えております。

○川口（正）委員 新聞の件については、今井委員の質問に答えたということですが、委員それぞれが質疑をしているけれども、関心事もあれば関心事でないものもあるわけです。理事者は質問に対して全て答弁しますが、専門ではない関心が薄いことについては、委員側が全部わかるわけではありません。課題にかかわって、きちんと報告すべきことはしてもらわないといけない、そのようなスタンスを持たなければいけないのではないかと反論しておきます。いずれにしても尋ねなければ答えないということであれば、それならその気でやろうかということになるわけです。きょうも私は事前に何も伝えていないことを言っているわけです。予算審査特別委員会で発言することについて、我々は皆さんに必ず事前に言わなければならないというルールになっているのですか。時々通告なしで発言していますけれども、一々通告をしないといけないのですか。中身を濃くする意味において通告をしようとは思いますが、いろいろと臨時、緊急で突発的に起こることはたくさんありますし、思いつくこともたくさんあるわけですので、そういう意味での交流をすべきだろうと思うわけです。

それから、遠藤警察本部長は公正だと思うのです。けれども、私は具体的な問題を出しているわけです。私も出したけれども、議会、市民からも御所警察署に言っているわけですが、このことについては警察本部の判断待ちということですか。行動だけだったらいいけれども、物を事前に配ったという事実を届けているわけです。犯人を捜せと言っても無理な話ですが、このようなことはだめだという警告ぐらいはできるはずでしょう。誰かはわからないけれども、選挙事務所からの発信です。選挙事務所が関係ありませんと言っても、それでもあなたたちの運動のためになされたのでしようということ、警告や、こうなさいとは言えるのではないですか。

だから、遠藤警察本部長の答弁の全てが私の耳に入りきっているわけではありませんが、基本的には、私を含めて私どもの側から出したものは、うそですかと、不実だったのですか、虚実なのですかと尋ねないといけないのでしょうか。その陣営の誰かがつくったものを持っていったわけだから事実でしょう。信書を出した個人か受け取った個人が、誰かに見せなければその内容は広がらないわけです。個人で持っていたら、端から見てもわからないわけです。信書がコピーされて大量にまかれたと、信書を書いた人は知らないとは

言えると思いますが、衆議院議員という肩書の入ったものと入っていないものがあるわけだから、受け取った人は意図的です。

だから信憑性ということであれば、市民が選挙違反について警察へ届け出ましたが、これはうそだったのですか、そういうことになりますよ。この選挙違反は軽微ではないのです。今回のことをまねされたら蔓延することを私は危惧しているわけです。客観的には、信書のコピーをまいた側に対する抗議があって、そんなくしたという流れなのです。議会で事実を提示しているのに一般論で答える。そのようなやりとりで委員会で成り立ちますか。萩田委員長、これを整理してください。こんな話がありますか。気分を壊されると思いますけれど、もう警察もいかげんにしておきなさいと。しっぺ返しの問題ではないと私は言うわけです。委員も間違ふことはそれなりにあるかもしれないですが、それは指摘してもらった方がいいのです。私は間違いをずうずうしくやったことはありませんが、間違ったことはあるかもしれません。しっぺ返しがあると、このような話は聞きたくないし、言いたくないのです。遠藤警察本部長、こういう言い方すると気分が悪いでしょう。

私は、想定、配慮しなければならぬことを心得て物を言っているつもりです。私が持っていたものは不実ですか、不実なものを持って行って事を起こしているなら、こちらを追及しないとイケない、それが公正ということではないのですか。この件について決着がつくまで、この委員会は整理がつかないものと思ってください。

それから、犯罪被害者については、警察も県も答弁がありました。これは頑張っていたとわかっていますが、苦勞していただいて、それでも折り合いの悪いところがあると私は言っているわけです。一生懸命にやっても、既存の組織で苦勞している側の気持ちを踏みにじているのではないかということです。だから、梶田くらし創造部長の答弁は、頑張っていますと、矛盾はありませんと私には聞こえたけれども、矛盾があるから伝えたわけです。双方がもう一度話し合ってください、川口委員から、このような話を聞いたけれども、うそを言うなということになるのか、ご苦勞さんということになるのかは知りませんが、双方、昔から行っている苦勞を無視して物事を進めてはいけないと、そのような愚痴が出ない内容を双方から警察に言ってもらいたい。警察からも、警察OBの苦勞をかけている人に伝えてください。行政の側も点検をしてください、お願いしておきます。

次に、駐車場の問題ですけれども、私がさらに考えてもらいたいのは、車を購入したときだけの車庫の確保なのか、車が使用されている期間、車庫が維持されているのかが抜け道になっているのではないかと思います。なかなか難しい問題だと思いますけれども、一

度追跡してもらいたい。いずれにしても、世の中のほとんどが路上駐車です。近ごろは夜が短いことから、12時間も暗がりのときはないと思います。1日24時間の大半は、どちらかの車が駐車していて、2台とも駐車しているときもあります。私が夜中に帰ってきたときも、もちろん駐車しています。公共心はさらさらありません。反社会とは言いませんけれども。自治会の加入も拒否しているほどの非社会性です。そのような姿に対して私は何かいい方法がないのだろうかと問題提起をしています。だから、法律を守っていると警察当局はおっしゃいますが、法律は人間がつくったものですから、不十分な法律は変えてもらわないといけない。間尺に合わない法律は変えてもらわないといけない。法を守っているだけでは困ります。現実とのかかわり合いを踏まえて、大いに改革するためのご苦労をお願いしたいと思うわけです。

遠藤警察本部長、選挙違反のことについては、はっきりしたいと思います。

○遠藤警察本部長 個別の案件にお答えできないというのは、先ほどからずっと申し上げているとおりです。これは私としても答弁を差し控えさせていただきます。

なお、あくまでまた一般論と言うと川口委員は怒られるかもしれませんが、特定の行為が特定の犯罪に該当するか否かについては、行為の態様や状況、行為者の内心面など、さまざまな具体的な事実関係に即して法と証拠に基づいて判断しているところです。このような方針に従って、今後も同様に選挙の公正を確保するために、不偏不党、厳正公平な立場に立って違反取り締まりを行い、法と証拠に基づいて適切に対処していきたいと考えております。

○川口（正）委員 オウム返しで同じことの繰り返しはもう私はよしたいと思うのです。遠藤警察本部長の答弁は答えになっていない。私の問題提起に対する遠藤警察本部長の答えについて、予算審査特別委員会が、これは筋がとおっているではないか、これで当然ではないかという結論であれば、世の中そんなものかと思って、やむを得ないと思いますけれども、これは決着をつけてください。

○荻田委員長 川口委員、この件については一番最後に各委員それぞれ意見を述べていただいて、その後で最後にさせていただきたいと思います。

○奥山委員 75歳以上の車の運転についての質問です。

お年寄りと言ったら怒られるかもしれませんが、高齢者の運転による事故が本当に多発している、また、若者は車離れをしていると、新聞、テレビでよく取り上げられています。75歳以上の高齢者は講習に行かなければなりません、なかなか場所がないと

いうことも聞いております。私はその人たちにも、はやく免許証を返納するようにいつも言っています。堪忍してくださいと言われるけれども、奈良県内の75歳以上免許証の保有者はどれぐらいおられるのか、まず聞かせていただきたい。

**○桑原交通部長** 75歳以上の免許証保有者については、資料を持ち合わせておりませんが奈良県の免許人口は、平成30年では全体が89万392人となっており、そのうち65歳以上の高齢者が22万7,593人となっております。

**○奥山委員** 私は、尾崎委員と一緒に、香芝市に住んでおりますが、非常に利便性がいいということで、免許証を返納されている方が私の周りには多いです。難しいのは、奈良県には山間部がたくさんあり、公共交通などの利便性の悪く、車がなかったら生活できないということがあります。自動車メーカーが、高齢者が急に間違った操作をしないようにいろいろなことを考えているのは非常にいいことで、私も次に買いかえるときはぜひともそのような車を買おうと思っているぐらいです。基本的には奈良県の交通対策は、啓蒙、啓発で、山間部では軽自動車がなかったらどうもなりません、奈良県警察としてはどのような思いでおられるのか、桑原交通部長の所見を述べてほしいと思います。

**○桑原交通部長** 奥山委員お述べのとおり、高齢運転者による交通事故が全国的に発生しており、その対策は非常に重要なものになってきております。その中で高齢運転者対策として、現在、警察として取り組んでおりますのは、70歳以上の方については、免許更新時に、高齢者講習を受けていただき、75歳以上の方については、認知機能検査を受けてから高齢者講習を受けるのですけれども、検査の結果に基づいて、2時間の講習と3時間の講習の2つに分かれております。また、認知機能検査の結果、認知症のおそれがある方については、実車で指導して、ドライブレコーダーで映像を撮って、ドライブレコーダーの映像も利用した教習を実施しております。

それから、奥山委員お述べのとおり、運転することについて不安をお持ちの方には、免許証の返納を考えるよう勧めています。

免許証を返納した方のうち、申請された方には運転経歴証明書を交付し、各事業者などの協力を得て、いろいろな特典を受けられるようにしており、また、そのような事業を拡大していこうとしております。例えば、タクシーであれば、運転経歴証明書を見せればタクシー料金の割引をしていただいております、また、飲食店などで割引をしていただくなど、現在260を超える事業者にも協力をいただいているところです。

また、自治体についても、デマンドタクシーなどにも活用していただいております。

それから、各自動車メーカーでは、自動運転の技術がかなり高くなってきていますので、それにあわせて、安全運転サポートカーの普及啓発にも警察として取り組んでいるところ  
です。

それから、奥山委員お述べのとおり、交通機関のない山間部の方々については、どうする  
のかということで、それが一番大変なのですけれども、それらの方々については先ほど  
言いましたように、安全運転のための指導、交通安全運動期間中には自動車教習所等でド  
ライビングスクールなどを実施し、実際に運転していただいて注意点を教えるといった取  
り組みも行っているところです。

**○奥山委員** 私のところのおじいちゃんは85歳になりますが、とにかく頑固で、家族全  
員から私に、おじいちゃんに免許証更新だけはやめるように言ってくださいと電話がかか  
ってきました。車のキーを知らない間に持って行って、軽トラックに乗っていくのです。  
このおじいちゃんがまだまだ乗りたいということで、家族の葛藤があるのですが、自分の  
身内以外でもそのような相談はよく受けていて、これにどう対応するかですが、結果的に  
は、うちでは涙ながらに諦めたということで、よかったと思っています。お年寄り  
は頑固になっていきますし、やはり車がなかったら不便だ、ゲートボールに行くにも車があつた  
らいいのということもあります。

高齢者には、もう免許証を返納して公共交通を使いなさいとよく言うけれども、駅まで  
行くのに20分も歩けないと返事が返ってきます。また、高齢者や子どもたちや障害者の  
事故の話を聞いてから、私の持論は、各市町村が、公共交通の利便性をよくして、お年寄  
りなどがスムーズに返納できるシステムをつくらないといけないとなりました。

だから、きょうは桑原交通部長に聞かせていただきましたけれども、奈良県の各市町村  
のまちづくりで、公共交通の役割をいかに果たしてもらうか、子どもたちや全ての人が公  
共交通をできるだけ利用できるようにという思いで今回の予算審査特別委員会に臨んで、  
県警察本部に聞かせていただきました。私もまた一般質問、代表質問があり、奈良県全体  
の安全なまちづくりという観点で質問していこうと思っていますので、県警察本部は、交  
通に関しては、特に高齢者対策をしっかりとやっていただくことをお願いして終わります。

**○今井委員** 今回の予算の中に、なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟の  
指定管理の問題があります。令和2年から令和6年までの5年間、指定管理を引き続いて  
株式会社ひらまつに行わせるために、1億9,290万円の債務負担行為があります。こ  
のオーベルジュ棟は、フードクリエイティブ学科の学生の実践の場に使われているという



位置づけだと思っておりますが、20名の定員に対して、アグリマネジメント学科は20名を超えていますが、フードクリエイティブ学科は一度も20名の定員がいっぱいになったことがない状況が続いております。引き続いて5年間委託をするということが今回の議案ですけれども、一般的に、指定管理制度導入の目的はどのようなものか、お尋ねをしたいと思います。

この学校ができるときに、私は経済労働委員会の委員でしたが、当時、和食が世界遺産になったというときに、なぜ奈良県で高級なフランス料理をしなければいけないのかという意見を言わせていただいたことがあったのですが、この学校の経営がうまくいっているのか。先日、お昼を一度食べに行こうと思って行ったのですが、ランチなので3,500円ぐらいで食べられるかと思っていたら、一番安いものでも5,000円で、ドリンクを飲んで支払いをするときには、サービス料が入っておりますので、ランチで結局7,000円かかりました。確かにいろいろ工夫したり、料理そのものはおいしいものをいただいたのですが、また来ようとはならなかったというのが私の率直な思いです。

そこで、経営の状況などは県に報告されるようになってきているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、奈良県道路整備基本計画ですけれども、歩道が危険、歩道がないなどの話がたくさん寄せられております。この中では通学路の歩道対策が優先になっておりますが、計画に載っていないところはなかなか進められていない状況の中で、知事は京奈和自動車道大和北道路を一旦しないと言っておりましたのが、また復活しているという状況がありますので、少しこの計画は問題があるという意見を申し上げておきたいと思っております。

次に、LGBTのパートナー制度のことで質問したいと思います。

LGBTという言葉は、前は全く知らなかったのですが、最近よく耳にするようになってきました。女性の同性愛者、レズビアン、男性の同性愛者、ゲイ、両性愛者のバイセクシュアル、性別越境、性別違和のトランスジェンダーのそれぞれ頭文字をとって名づけられているというLGBTという言い方が最近一般的になっております。果たしてこのような方がどれぐらいいるのかを調べて私も驚いたのですが、LGBT総合研究所が2016年に実施したマーケット調査によると8%というデータが出ております。これは左ききの人やAB型の血液の人よりも多い割合に当たるといことで、2017年3月に政府はいじめの防止等のための基本的な方針の改定を行い、LGBT生徒の保護の項目が初めて盛り込まれております。これに先立って、教職員向けにLGBT生徒への対応

を書いた手引きなども発行をしておりますけれども、実際にはいまだにLGBTに対する差別やいじめがあるのが現状です。

また、両性カップルと同等の権利が法的に保証されていないことも課題となっております。この問題では、2015年に東京都渋谷区議会で、同性カップルに対して結婚に準じる関係を認めるパートナーシップ証明の発行が可決されました。これを皮切りに、幾つかの市町村で実施されるようになっております。いずれも条例や要綱による実施で、法的な拘束力はありません。県レベルでは、茨城県が初めて同性のカップルを互いの人生のパートナーとして誓ったことを公的に認める制度を本年7月1日から導入しております。

これによってどのようになるかといいますと、例えば県営住宅に入るときに、原則として家族でないと入居できないという場合に入居が認められたり、県立病院などで本人にかわって同性のパートナーが手術に同意することができるようになります。そのように差別や偏見にかかわる問題でもあります。恐らく奈良県でも、表面には出ていなくても、このようなことで困っていたり、悩んでいる方がいらっしゃるのではないかと考えておりますけれども、この問題について、県はどのように考えているのか、また、奈良県内の自治体でこうしたパートナー制度を導入している実態があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、若者の流出の問題で、先日の高校生議会でも高田商業高等学校の生徒がこのことを話題にしておりました。都市部を除けば全国一若者の流出が多いということに警告を発しておりました。高等学校問題の請願も出ておりましたけれども、今、4,000人の子どもたちが県外の高等学校に通っている状況です。また、県内の大学に奈良県在住の学生がどれぐらいいるのかはまだ調べておりませんが、奈良県立大学に伺うと、大体10人から20人ぐらいだという話を聞いております。県内の就労でいいますと、最低賃金も少しずつ上がってきましたけれども、今回、奈良県が786円が811円になり、大阪府は909円が936円になりました。結局、格差が123円から125円に広がっており、最低賃金が見直されるたびに大阪府との格差がどんどん広がっているのが現状です。県はこのような現状をどのように考えて、若者の流出を防ぐためにどのようなことを進めようと考えているのか、お尋ねしたいと思います。

次に、警察の関係で、道路の白線についてです。

横断歩道や一旦停止線などが非常に見えにくい場所が結構あります。この前新しく引いてもらったのに、もう消えてしまっていると感じる箇所が非常にふえてきており、夜間や

降雨時などは特に見えにくいということがあります。このような横断歩道や停止線等の点検などはどのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、青少年健全育成条例が今議会にかかっています。奈良県における青少年の犯罪や補導の現状はどのようにになっているのか、お尋ねしたいと思います。

**○矢富人権施策課長** L G B Tについては、L G B Tの方に対する県民の理解を深め、差別や偏見が解消されるような取り組みを進めることは大変重要であり、もとより尊重されるべき基本的人権と認識しているところです。

このための取り組みとして、講演会の開催や、本年7月から12月に開催の人権パートナー養成講座で、L G B Tをテーマの一つとしてカリキュラムに入れております。また毎年10月に開催している、なら・ヒューマンフェスティバルですが、この機会を活用して、今年度については性的マイノリティーと人権というテーマでパネル展示や啓発冊子の配布を行う予定です。また、毎年4月の人権を確かめ合う日の前後に、県及び市町村がそれぞれの職員を対象に人権をテーマとした学習会を開催しているのですが、今年度、県では当事者団体の代表者を講師に招いて、性的少数者の視点から社会や人権について考えることをテーマとし、職員のL G B Tへの理解促進に努めています。

さらに当事者の相談に適切に対応できるように、国、県、市町村、N P O等、117機関で構成する、なら人権相談ネットワークの相談員を対象に、今年度は9月10日にL G B Tに関する知識と理解を深めるための研修会を開催したところです。今後とも、いろいろな機会を捉えて啓発に努め、当事者の立場に立った施策に取り組んでいきたいと考えています。

次に、パートナーシップ制度の導入ですが、令和元年9月時点でパートナーシップ制度を導入している自治体は、先ほどお述べになりました東京都渋谷区をはじめ、全国24自治体となっております。都道府県では、茨城県が全国に先駆けて導入したということです。

茨城県の制度については、県営住宅の入居申請や医療機関関係で、家族や親戚と同様の扱いを受けることが可能となっております。現在の法律では同性の結婚というのは認められておりませんので、先行している各自治体のパートナーシップ制度の運用の状況をしっかりと見て、考えていかなければならないと認識しております。茨城県や各自治体のパートナーシップ制度の実施状況の情報をまずしっかり入手しながら、現在、継続審議となっている、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案や、同性婚を制度化するための民法改正案の整備の動向など、国の動きも踏まえて、パートナーシッ

プ制度について、当事者団体などと意見交換を行いながら、研究を進めていきたいと考えています。

○荻田委員長 今井委員から質問がありました最低賃金、特に大阪府との格差については、出席している理事者ではお答えできないと思います。そのため、これは意見として、反対討論に入れていただくなどの対応をしていただければと思います。

○森本生活安全部長 少年補導の状況等についてのお尋ねがありましたので、お答えいたします。

県内における過去5年の不良行為少年の補導人員の推移については、平成26年が3,351人、平成27年が3,336人、平成28年が2,733人と減少し、平成29年は2,954人と増加しましたが、平成30年は2,029人と再び減少しております。本年8月末現在における補導人員は1,502人で、前年同期に比べて96人、率にして6.8%増加となっております。態様別では、多くを占めているのが喫煙の729人で、次いで深夜徘徊の625人となっており、これら両行為で全体の約90%を占めております。このように平成26年以降の補導人員については、年々総じて減少傾向にあります。

県警察としては、引き続き非行の入り口となるような不良行為の段階での早期発見、早期指導を目指し、関係機関・団体等との連携と協力のもと、街頭補導活動の強化や非行防止教室を開催するなどの諸対策を推進して、次代を担う少年の非行防止と健全育成に取り組んでいきたいと考えております。

○今井委員 指定管理者制度の目的について、オーベルジュに限らず、一般論としてお聞かせいただけますか。

○末光総務部長 指定管理者制度について、一般論としてお答えいたします。

さまざまな施設の管理運営に当たっては、県の直営であることも考えられますけれども、特に民間のノウハウを活用したほうが事業の執行により適切である場合、あるいは、県有財産等のより効果的、効率的な運用に資する場合には、指定管理者制度も一つの選択肢として採用している状況であると思います。

○森本生活安全部長 横断歩道や一時停止の停止線などの白線が見えにくいということで、その点検・補修状況についてです。

警察が担当する横断歩道、一時停止の停止線などの交通安全施設の点検は、交通安全施設管理要綱を県警察で定め、毎月1日を交通安全施設の一斉点検日に指定して、点検を行っているほか、日常の街頭活動を通じた点検も当然実施しております。また、教育委員会

や道路管理者との通学園路における合同点検も実施しています。

補修については、こうした点検結果のほか、地域住民からの要望、道路管理者からの連絡を受けた各警察署からの補修上申に基づいて、必要性、緊急性の高いところから、順次補修を実施しております。

県警察としては、今後も点検等により、補修が必要な横断歩道等の把握に努めるとともに、通学路等にある横断歩道等については、優先的に補修を進めていきたいと考えております。

○今井委員 指定管理者制度については、民間のノウハウを活用したほうが適切である場合、指定管理者にお願いするという答弁であったと思いますが。指定管理者制度導入施設における収支報告、経営報告は、県に上がってくる仕組みになっているのでしょうか。

○末光総務部長 指定管理者からは、定期的に県に報告がなされる仕組みで運用しております。

○今井委員 詳しいことはまた担当にお伺いしたいと思います。

それから、白線のことですけれども、白線が消えるという話をすると、縦のラインですか、横のラインですかという問い合わせがあります。車線のところは道路管理者で、一旦停止や横断歩道は警察の管理という区分けになっているということですが、県民はその辺はよくわからないので、とにかく白線が消えたという話があるのです。伺ったところ、それぞれに、ラインを引いている業者に委託をしているということですが、一定の区域で、両方とも消えているというときに、道路管理者側は道路管理者側で業者委託、警察側は警察側で業者委託というのは効率が悪く、予算的にも、もう少し安いコストで抑えようと思うなら一体で考えたほうがやりやすいのではないかと思いますので、意見を申し上げておきます。

LGBTについては、今後よく研究するとのことですので、奈良県としても、本当に生きにくいと思っている方々が、奈良県では少しは安心して暮らせると思えるように考えていただくようお願いしておきたいと思っております。

先ほど私が提起したのは、最低賃金のこともそうですけれども、奈良県の若者が流出していることに対して、県はこの問題をどのように考えて、どのような対策を考えようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

○村井副知事 私が全般的な答弁ができるかどうかわかりませんが、若者の流出の問題は全国的な問題だと思います。例えば、ふるさと知事ネットワークという、比較的、

地方の県の集まりの会合がありますけれども、皆さんそれぞれにおっしゃいます。いろいろな要素があると思いますけれども、その間で取り合いになっていても実はあまり意味がないという気は、皆さん、しているわけですが、例えば就職のとき、進学のときなど、各県によって、どこで減るかというのはそれぞれ特性があるように思っております。そのような分析も含めて、地方創生の計画等の中でもいろいろ検討を加えたいと考えております。

**○尾崎委員** 先ほど奥山委員からも交通安全対策、高齢者のドライバーの免許証返納問題については質問がありましたが、私からは、可搬式オービスについてお伺いしたいと思います。

平成30年度の予算で、ことしの1月に1台、ここがポイントなのですが、1台だけ導入されました。高速道路や幹線道路の交差点などには固定式のオービスがつけられるのですけれども、そのスペースがない、あるいは警察官が違反者を見つけたときに引き込む場所もなく、取り締まりがなかなか難しい生活道において、子どもたちの命を守るために、可搬式オービスは非常に効果的だと考えております。可搬式オービスの導入は、交通安全に一生懸命に取り組んでおられる地元からの要望でしたが、非常に反響がありました。理事者や現職の議員の皆さんが頑張ってくださって、可搬式オービスを導入していただいたのだと思いますが、私は1月の時点では現職ではなかったのですけれども、私にお礼が来るぐらいの反響でした。その後、地域でも何度か取り締まりをしていただいて、非常に効果が上がり、喜んでおられると聞いているところです。

それにもかかわらず、1台だけというのはなかなか厳しいと思いました。1,000万円ぐらいするということですがけれども、非常に効果が期待できますし、ゾーン30の具現的な対策にもなると思いますので、しっかり予算要望していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○桑原交通部長** 可搬式オービスは、正式には可搬式速度違反自動取締装置と呼んでいますが、通学園路等における幼児、児童の安全確保、生活道路を中心とした歩行者等の安全確保を目的に、ことしの1月15日、交通機動隊に1台を配備して運用を開始し、各警察署からの要請に基づいて、県下各地で速度違反取り締まりを実施しているところです。

本装置の効果ですけれども、なかなか数字ではすぐ出てこないのですが、尾崎委員お述べのとおり、本装置は持ち運びが容易で、自動で写真撮影を行って、後日、違反者を呼び出して検挙するもので、定置式の装置のように違反車両を停止させて違反車を取り調べる場所を確保する必要がないため、従来では取り締まりが困難であった通学路、生活道路に

において運用できるという効果があります。

それから、取り締まり現場に、これまでは多数の警察官を配置して取り締まりをしていたのですけれども、その必要がなくなり、これらの人員を警ら警戒活動や交通安全教育等の活動に回せるという効果もあります。

また、尾崎委員からゾーン30の話がありましたけれども、通学路、生活道路の安全対策として、ゾーン30の整備を進めておりますが、整備後1年が経過し、効果検証を行ったところ、約8割の場所で速度の減少が認められました。一方、速度の減少が認められない箇所、また逆に増加した箇所も若干ありますので、ゾーン30の効果が認められない箇所について、ゾーン30の実効性を確保するためにも、この装置が大きな効果を発揮すると考えているところです。

今後も引き続き、通学路、生活道路を中心に本装置を活用した速度違反取り締まりを強化していきたいと考えていますが、尾崎委員ご指摘のとおり、各警察署を通じた本装置による取り締まり要望がかなり多くあります。現在、県警察で1台しか保有していないため、県下各地から寄せられる取り締まり要望に十分応え切れていないのが現状です。通学路をはじめ、生活道路における歩行者等の安全を確保するためにも、本装置の増強配備に向けて必要な対応を図っていきたいと考えているところです。

**○尾崎委員** 県内でもゾーン30は、かなり導入されていると聞いております。香芝市でも関屋北地区、旭ヶ丘地区、真美ヶ丘西小地区にも導入をされているのですが、答弁のようになかなか結果が伴っていません。段差をつけたり、クランクにしたりするにも、リスクがあり予算がかかります。人材の有効活用にもなるという意味で、交通安全対策としては非常にコストパフォーマンスが高いと思います。少し悪口になりますが、よく地元の方から、ゾーン30を導入して、道路にいろいろと塗りとくっても、交通量もそのまま、スピードもしっかり出して何も変わらないと、叱咤いただくことがあるのです。そのとき私のはっきり言うのは、以前なら時速30キロメートルでその道を走っていたら、多分、後ろからクラクションを鳴らされて、どちらかという、時速30キロメートルで走っている人が悪だったのが、ゾーン30を導入すると、時速30キロメートルで走っている人は正義で、時速50キロメートルで走っている人は悪になるということで、大きく違うと説明しております。ただし、それが実効性が伴っていないというのはいかかなものかと、じくじたるものがありますので、可搬式オービスは、確実に県内のゾーン30の実効性を高めて具現化していく一助になると思いますので、要望をしっかりといただき、財

政課はそれにしっかりと応えていただくことを要望して、質問を終わります。

○荻田委員長 ほかにありませんね。

それでは、先ほど川口委員が選挙にかかわって違反の問題提起がなされました。警察本部としてもこれまでの経緯経過などもお述べいただいたわけですが、いましばらくこの問題は留保とさせていただいてよろしいですか。何か答弁。

○川口（正）委員 遠藤警察本部長、私は事実か不実かを基本に置いて物を言っているのです。だから、事実の資料を議会運営委員会にも出しているけれども、人の名前も出てることだからあまり配らないようにということで数量は抑えていると思います。まだ見ていないなら、改めて見ていただいたらいいです。荻田委員長、大国副委員長、これらは肩書の入ったものと入っていないものがあるって、両方とも配られているわけです。同じ内容のものが2通あるということも含めながら考えていただければよいと思いますけれども、意図があってこのようなものが出されたことは事実です。このようなことは、もう十分におわかりでしょうが、なぜ、率直に、謙虚に言葉として出さないのかが不思議ではないのです。警察本部も、まさか不実だとはおっしゃらないとは思いますが、やはり不実であるか事実であるかによって構え方が違います。だから、十分お考えになったらよいということです。

それから、悪が栄えればこの世は暗闇だという昔の人の話は今日も通じます。御所市でいろいろと起こっている問題が、これから助長されることをとめたいという多くの市民の願いがあるわけです。私もこの年になって、なぜこうやって口幅ったく言わざるを得ないのかということです。私は人権にかかわってきたのですから、誰も怖くない、このことだけ述べておきます。

○荻田委員長 今、川口委員から意見がありましたように、警察本部としてもこのような意見を大切にしていきたいと思えます。

これにて質問は終わりたいと思えます。

ほかに質疑がなければ、これをもって、くらし創造部、景観・環境局、警察本部の審査を終わります。

なお、総括項目の確認は委員長までご報告をお願いします。

午後1時30分から総括審査を行いますので、よろしくをお願いします。

それでは、しばらく休憩をいたします。